

会 議 録

会 議 名	令和6年度第2回東松山市成年後見推進懇談会					
開 催 日 時	令和7年3月17日（月）	開 会	午前10時00分			
		閉 会	午前11時30分			
開 催 場 所	東松山市総合会館3階304会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1)東松山市成年後見センターの実績と取組 (2)協議会について 4 その他 5 閉会					
公開・非公開の別	公開	傍 聴 者 数	0人			
非公開の理由 （非公開の場合）						
参加者出欠状況	座長	安間江身子	出席	参加者	山下 茂	出席
	参加者	高谷 昇	出席	参加者	金杉 明	出席
	参加者	濱松 敦子	出席	参加者	林 茂史	出席
	参加者	武井さとみ	出席			
	健康福祉部 部長 田嶋 靖洋			健康福祉部 次長 山口 勉		
	社会福祉課長 荻野 裕			社会福祉課副課長 忽滑谷陽一		
	社会福祉課主任 糸部 優子			障害者福祉課長 小野澤俊夫		
	高齢介護課長 左納 徹					
	社会福祉協議会 次長 澤井太二郎			社会福祉協議会 地域福祉課副課長 内藤 高子		
	社会福祉協議会 田辺 千乃					

	す。名簿順に 濱松さん、林さんの 2 人に、お願いいたします。 それでは、議事に移ります。
3 議事 安間座長	議事（１）東松山市成年後見センターの実績と取組について、事務局から説明をお願いします。
社会福祉協議会 内藤副課長	（１）東松山市成年後見センター実績と取組について
安間座長	ご報告ありがとうございました。 相談・申し立て支援、広報啓発活動、市民後見人の養成の 3 つに分けて意見を伺いたいと思います。 初めに相談・申し立て支援についてですが、1 回の相談で終わった件について具体的に教えてください。
内藤副課長	制度の説明をして欲しいとか、説明をすると手続きの複雑さや親族の理解が得られなかったなど、1 回で終わるケースがあります。
安間座長	弁護士の立場から、申し立てが必要なケースは、どんなケースですか。
山下氏	認知症など物忘れがひどくなったケースなどです。成年後見の説明をしても難しいので面倒になり、辞めてしまうケースがあります。
安間座長	亡くなってから 3 年以内に相続登記をしないと罰則があるという法律が施行されました。知らない人も多いと思いますが、相談を受けていてどうですか。
内藤副課長	必要と思っても相談に来なくなったケースがあります。専門的な相談については専門職に相談しては、と案内するのですが、そのまま放置されてしまうケースが、少なからずあると思います。
安間座長	相談件数 129 名のうち 100 名が高齢者と高齢者の相談が多いですが、市の包括支援センターに相談に来るケースなど高齢者の相

	談事業の現場の声を教えてください。
濱松氏	制度について説明を聞きに来るケースは1回で終わってしまいます。高齢者自身に不安がある相談などは、担当の包括支援センターにつなげています。
安間座長	障害者の現場では、いかがでしょうか。
林氏	相続に関する相談はありませんが、高齢の親が亡くなって、障害のある子どもが残ってしまうケースがありました。
安間座長	親が亡くなった後の問題ですが、親亡き前に何かできなかったかと思ってしまうのですが、親亡き前に相談はありますか。
林氏	高齢の親から相談があったり、事業所を通して相談があります。
安間座長	次に、広報啓発活動に関してご意見、ご質問はありますか。 啓発活動として、出前講座は何件ありましたか。
内藤副課長	成年後見センターとして、市役所と一緒にいった出前講座は2件でした。
安間座長	サロン等、地域の活動の場での説明とは何ですか。
内藤副課長	今年度は、市民後見人養成講座を開催しますので、ハッピー体操の場やあんしんサポートねっとの説明の際に成年後見制度などの説明を行いました。
高谷氏	広報啓発活動ですが、対象者は東松山市のどれくらいの人を想定していますか。
内藤副課長	ターゲットは絞っていません。広く地域住民に知って頂くことを中心に行っています。

安間座長	少しずつやっていくことに課題が見えてくると思います。
山下氏	相談の件ですが、弁護士の名簿を作っていると思いますが、活用しているのでしょうか。
内藤副課長	市から弁護士などの専門職名簿をいただいています。直接、依頼することはできていません。連携していくことは今後の課題と思っています。
山下氏	相談に来た人に名簿を渡したらどうでしょうか。
内藤副課長	紹介することは可能かと思います。
安間座長	次に市民後見人養成講座についてですが、市民後見人につながる感触はいかがですか。
内藤副課長	市民後見人養成講座の基礎編から実践編にどの位つながるか不安でしたが、実践編の受講希望者が19人いました。しかし受講希望者のうちケアマネージャーとか仕事を持っている人が多いので、どこまで市民後見人につながるかは、わかりません。
安間座長	受講されていた武井さん、いかがですか。
武井氏	ケアマネージャーは、自分のケースに後見人が必要かどうか、仕事に活かせるか等、参加している人が多い印象です。人の通帳を預かるなど、後見人の責任の重さを感じている人が多いようです。
安間座長	通帳を預かるのはハードルが高いということです。
山下氏	弁護士は1億円以上の保険に入っていないと登録できません。
安間座長	社会福祉士は、どうされていますか。
高谷氏	社会福祉士は自宅兼事務所で行っている人が多いと思います。自

	宅では金庫で管理しています。賠償保険は、社会福祉士会か個人で入っていると思います。
安間座長	通帳自体には、財産価値はなく単なる記録ですが管理はしなくてはなりません。それぞれの専門職が工夫を凝らして管理しています。 講義のわかりやすさは、いかがでしたか。
武井氏	成年後見制度の細かい点や法律用語などが出てくると、難しいと意見がありました。
安間座長	次に議事（２） 協議会について市役所社会福祉課から説明をお願いします。
忽滑谷副課長	（２）協議会について
安間座長	懇談会を元に協議会に移行していきたいとの事ですが、懇談会と協議会の違いは何ですか。
忽滑谷副課長	懇談会とは、市の会議体の一つであり、有識者の意見を聞いたり、意見交換を行い、市政の参考にする市の会議体のことです。協議会とは、法律及び福祉等の専門職の団体並びに関係機関が自発的に協力する体制づくりを進め、連携を強化し、地域における課題の検討、調整、解決等を行う合議体をいう。
安間座長	既存の懇談会を協議会に移行したいというのが市の意見ですが、何か、ご意見はありますか。
山下氏	協議会は継続して行っていくイメージでしょうか。
忽滑谷	はい。
安間座長	協議会を設置することは前回の懇談会でも意見がまとまっているかと思います。市が直接行うか、社協に委託するとありましたが、直接行うのと委託では何が違うのでしょうか。

忽滑谷	市が行う場合は、会議開催の調整を市が行い、社協に委託するとなると会議の調整を社協が行うこととなります。
安間座長	社協としては、いかがでしょうか。
内藤副課長	協議会は地域連携ネットワークの中で核となっていきます。課題の吸い上げや他機関との連携が必要になりますので、成年後見センターの機能を生かしながら社協が行うことは妥当と思います。
安間座長	社協も前向きであるということですね。特に他のご意見はないですね。
	ー 一同意見なし ー
安間委員	懇談会が協議会に移行した場合、委員の構成、人数をどうするか、委員の選任方法はどうするのか、任期をどうするのか、ある程度ご意見を伺いたいと思います。委託を受けた場合、社協が検討していくと思いますが、社協の案をお聞きしたい。
内藤副課長	協議会は継続して行っていく必要がありますので、専門職団体へ委員の推薦を依頼していきたいと思っています。任期は未定ですが、2年位のイメージとすると、福祉、法律、医療等の地域連携ネットワークに所属している各関係機関の構成メンバーが集まっていたくのがいいかと思います。包括支援センターやケアマネージャー、障害の相談員など現場の方に参加していただきたいと思っています。
安間座長	弁護士は埼玉弁護士会熊谷支部、司法書士は埼玉司法書士会東松山支部があり、支部へ推薦依頼すれば委員が選ばれる仕組みになっていますが、山下弁護士、そのような形でもよろしいですか。
山下氏	はい。
安間座長	社会福祉士は、いかがですか。

高谷氏	権利擁護センターぱあとなあに確認します。
安間座長	メンバー構成ですが、懇談会のメンバーを活用していくのか、変えていくのか、委託を受けた場合、社協としてはどう考えていますか。
内藤副課長	ケアマネージャーからの相談が多いので、ケアマネ協議会から出ていただくと良いかと思います。他の市の例ですが、固定メンバーではなく、必要に応じて参加できる仕組み作りができればいいかと思います。
安間座長	障害者福祉の部門は基幹相談支援センターの林さんが出席いただいています。他の分野の障害関係者がいた方がいいとか、意見ありますか。
林氏	私だけでは力不足です。懇談会発足時は、委託を受けている知的と精神の相談支援事業所の職員がいました。成年後見制度にも関わりますので、委託事業所の職員がいた方が直接の意見が聞けるかと思います。
安間座長	高齢者の相談は多いので、直営の包括支援センターの以外、他の包括支援センターに出てもらうとか、包括支援センターとして意見はありますか。
濱松氏	直営の包括は担当地区がありませんので、ケアマネージャーや委託先の包括支援センターの方が現場の意見を聞けると思います。
安間座長	一般の市民の意見として、民生委員の金杉さんいかがですか。
金杉氏	民生委員は任期制なので、組織的に選ばれて参加しています。
安間座長	任期は、どのように考えていますか。
忽滑谷副課長	任期は、2～3年と考えています。

安間座長	同じ人の再任は妨げないが、任期を設けるということでよいでしょうか。
忽滑谷副課長	はい。
安間座長	受任調整のしくみ作りとは、どう考えていますか。
内藤副課長	まだ整理できていませんが、どういう方なら市民後見人にふさわしいのか、法人後見が複数あるなら、どこの法人がいいのかしくみ作りを検討する必要があるかと思います。
安間座長	社協の他に法人後見を受けられる可能性のある法人が市内にあるということですね。
内藤副課長	活動しているとの情報があります。
安間座長	他に質問がなければ、本日の議事の進行を終わらせていただきます。
荻野課長	安間様におかれましては、議事進行をお取りいただき、誠にありがとうございました。
4 その他	次第4 その他について、忽滑谷副課長より説明いたします。
忽滑谷副課長	一次回の会議の開催時期について説明ー
5 閉会	(事務局閉会宣言)
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。	
令和7年3月31日	署名委員 濱松 敦子
	署名委員 林 茂史

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和7年3月31日

署名委員 濱松 敦子

署名委員 林 茂史